

随意契約理由書

件名 板屋橋浄水場ほか 塩素注入施設ほか更新工事

本件は板屋橋浄水場における塩素注入施設及び畑配水池における残留塩素計等設備の改良を行うものである。

これらの設備は製造者独自の基準により設計・施工されたものであり、改良、更新、試験及び調整を行うに当たっては、施工者のみが熟知する専門技術や知識が必要である。このため、本工事が可能なものは、本設備を施工した株式会社オーヤラックス1者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、株式会社オーヤラックス大阪支店と随意契約を行うものである。

比較見積書省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用7第13条関係第1項第1号の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

事業名： 山田配水池ほか 伝送設備更新工事
契約番号： 08-95-改補-0307

本工事は、太子町内の水道施設4箇所（板屋橋浄水場、山田配水池、畑配水池、中央配水池）に設置している監視制御設備との信号中継を行っている伝送装置の更新工事するものである。

本件は令和8年5月12日の競争入札及び同月 15日に再度の入札を実施したが、予定価格内の入札はなかった。

このため、再度の入札において唯一入札のあった『メタウォーター株式会社』に問い合わせたところ、施工の意志が有り、かつ入札価格を精査することが可能であるとの回答が得られた。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第1項第8号の規定により、随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第13条関係第1項第9号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

工事名：いわき台配水池ほか 伝送設備更新工事

本工事は、太子町内の水道施設4箇所（板屋橋浄水場、いわき台配水池、山田加圧ポンプ場、畑加圧ポンプ場）に設置している監視制御設備との信号中継を行っている伝送装置の更新工事するものである。

本工事の伝送設備は、平成29年度に更新されており、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、設備について熟知している業者に設備の一部を改造する方が、安価であり、工期も短縮することができるため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第1号）の規定により、比較見積りを省略する。